令和８年（フ）第８３７号
仙台市泉区上谷刈字向原10番地の９　キャステール桂101
債務者　佐藤　幸子
１　決定年月日時　令和８年８月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第８４６号
宮城県多賀城市留ケ谷１丁目６番７号　ソードヴィレッチ107号
債務者　高橋　晴美
１　決定年月日時　令和８年８月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第８６２号
仙台市太白区緑ケ丘２丁目18番12号　ティエラグリーンⅠ―103、従前の住所仙台市泉区向陽台５丁目12番13号
債務者　伊澤　良一
１　決定年月日時　令和８年８月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１号
茨城県筑西市菅谷1815番地１　コージーコートＢ103、前住所茨城県筑西市新治1991番地149　コージーコートＡ棟103
債務者　本圖美由紀
１　決定年月日時　令和８年８月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
水戸地方裁判所下妻支部

令和８年（フ）第１１５号
茨城県古河市小堤2021番地３　トヨハイツＡ―202号
債務者　生沼　伸一
１　決定年月日時　令和８年８月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
水戸地方裁判所下妻支部

令和８年（フ）第１３７号
茨城県結城市大字結城12013番地２　ベルソレイユⅡ103
債務者　塩山　寛子
１　決定年月日時　令和８年８月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
水戸地方裁判所下妻支部

令和８年（フ）第１５０号
茨城県古河市三杉町一丁目３番５号　レオパレスみずき202号室
債務者　平尾　海翔
１　決定年月日時　令和８年８月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
水戸地方裁判所下妻支部

令和８年（フ）第３２５号
新潟市北区木崎2923番地５
債務者　増子　みね
１　決定年月日時　令和８年８月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２２号
静岡県賀茂郡河津町笹原304番地の３　第５中央マンション101
債務者　平山　弘樹
１　決定年月日時　令和８年８月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
静岡地方裁判所下田支部

令和８年（フ）第２６１号
静岡県浜松市中央区植松町89番地の８　ベルハウス102
債務者　川口　結衣
１　決定年月日時　令和８年８月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第２５１８号
大阪市住吉区我孫子５丁目９番17―109号
債務者　鳥羽　健一
１　決定年月日時　令和８年８月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２９７１号
大阪府枚方市香里園東之町19番25―301号
債務者　髙橋　京子
１　決定年月日時　令和８年８月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３２１６号
大阪府茨木市末広町４番13号　コーポ桜ヶ丘301号、前住所大阪府茨木市水尾４丁目５―17　ハイツミドーⅡ　215号
債務者　樫　喜美子
１　決定年月日時　令和８年８月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７５３号
大阪府豊中市曽根南町２丁目14番６号
債務者　永田富美代
１　決定年月日時　令和８年８月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７７４号
大阪府東大阪市稲葉２丁目１番13号　ニチイケアセンター花園
債務者　寿左官工業所こと兵頭寿一こと　兵頭　壽一
１　決定年月日時　令和８年８月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７８３号
大阪府東大阪市俊徳町１丁目６番25号　406号
債務者　森本　和人
１　決定年月日時　令和８年８月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部